明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○男女共同参画基本計画を変更した件（内閣府一）　一
○文化財を登録有形文化財に登録する件（文部科学一）　四
○登録有形文化財の登録を抹消する件（同一）　五
〔人事異動〕
防衛省　五
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　五
裁判所
公示催告、除権決定、破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、型式部材等製造者の認証、地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任関係　六
地方公共団体
行旅死亡人関係　七
会社その他
会社決算公告　八

告示

○内閣府告示第一号

男女共同参画基本計画を平成二十二年十二月十七日付けで次のとおり変更したので、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十三条第五項の規定により準用される同条第四項の規定により公表する。

平成二十三年一月二十六日

内閣総理大臣　菅　直人

男女共同参画基本計画

第1部　基本的な方針

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。その目指すべきは、①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会である。

我が国においては、これまで国際的な動きと軌を一にし、多くの女性たちの活動に支えられながら、男女共同参画社会の実現に向けて平成11年法律第78号の男女共同参画社会基本法の制定、男女共同参画会議の設置など国内本部機構（ナショナル・マシーナリー）の充実・強化、男女共同参画基本計画に基づく取組等を推進してきた。しかしながら、我が国の男女共同参画の現状は、まだ道半ばの状況にあり、国際連合の女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「女子差別撤廃委員会」という。）の我が国に対する最終見解（平成21年8月公表）においても、多くの課題が指摘されている。

また、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠である。

このため、本年7月の男女共同参画会議からの答申「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして、第3次男女共同参画基本計画（以下「第3次基本計画」という。）を策定する。

1　第3次基本計画策定に当たっての基本的考え方

策定に当たっては、以下のような基本的考え方に立っている。

①　男女共同参画会議の答申に示された基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定するとともに、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。

②　固定的性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」（以下「仕事と生活の調和」という。）、「子ども・子育て支援」、「子ども・若者育成支援施策」、「人権施策」など、政府が一体となって府省横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図る。

③　女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。

2　第3次基本計画において改めて強調している視点

第3次基本計画において改めて強調している視点は以下のものである。

①　女性の活躍による経済社会の活性化

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性を始めとする多様な人材を活用することは、我が国の経済社会の活性化にとって必要不可欠である。また、女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することは、労働供給の量的拡大という観点に加えて、グローバル化や消費者ニーズが多様化する中で持続的に新たな価値を創造するために不可欠である。